

# 転出届を提出された方へ



新住所の市町村へは、新しい住所に住まれた日から14日以内に、転出証明書又は個人番号カードを持参のうえ転入手続きを行ってください。

※ 届出が遅れると過料に処せられることがあります。

チェック	対象となる方	担当窓口	手続きなど
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方	住民課 TEL 68-6103	自動的に印鑑登録は廃止されます。 印鑑登録証を回収しますので、お持ちください。
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード(住基カード)又は個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方		転入先へ必ずカードを持参し、継続利用の手続きをお願いします。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方		転入先の住所地で新たに加入することになります。保険証を回収しますので、お持ちください。
<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者(子ども、障がい者、一人親家庭等)の方		資格者証の回収をしますので、お持ちください。(65歳重度障がい者の方は受給者証がありません) 転入先では、保護者又は本人の所得課税証明書が必要となります。
<input type="checkbox"/>	犬を登録されている方		転入先に木曾岬町の登録鑑札をお持ちの上、変更の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	介護保険証をお持ちの方 負担割合証、負担限度額認定証等をお持ちの方	福祉健康課 TEL 68-6104	介護保険証を回収しますので、お持ちください。 転入先で手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方		各手当転出届等の手続きが必要です。 詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等をお持ちの方		手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証をお持ちの方		障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証を回収しますので、お持ちください。
<input type="checkbox"/>	児童手当を受けている方		資格消滅届の手続きが必要です。詳しくは担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	(特別)児童扶養手当を受けている方		手当証書と印鑑をお持ちの上、手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	保育園・幼稚園に通園しているお子様がいる方		園または福祉健康課へ退園届の提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	戸別受信機を設置している方	危機管理課 TEL 68-6101	世帯全員または世帯主が転出される場合は、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	上下水道をお使いの方	建設課 TEL 68-6106	世帯全員または世帯主が転出される場合は、担当窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	農業者年金加入者の方	産業課 TEL 68-6105	農業者年金加入者の方が転出される場合は、届出が必要となりますので印鑑をお持ちの上、農協窓口へおたずねください。
<input type="checkbox"/>	土地改良組合員の方	土地改良区 TEL 68-6105	組合員の方が転出される場合は、印鑑をお持ちの上、担当窓口にて手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	小・中学校に通学しているお子様がいる方	教育委員会 TEL 68-1617	学校及び教育委員会で転出の手続きが必要です。 詳しくは担当窓口へおたずねください。

裏面をご覧ください。

## 転出の変更があったときは・・・

【転出をとりやめる場合】

➡ 転出証明書又はマイナンバーカード、住基カードを持参のうえ、転出取消しの手続きを行ってください。

【転出予定日・新住所に変更があった場合】

➡ 転出証明書の変更を行わなくても差し支えありません。  
新住所に転出証明書を提出し、変更事項を申し出てください。

## 転出される方へ 町税 Q&A

お問い合わせは税務課 0567-68-6102

### ≪町民税・県民税関連≫

Q 納期が来ていない町民税・県民税があるのですが、町外に転出後はどうなりますか？

A 年の途中で転出されても、その年度の町民税・県民税は今までどおり木曾岬町に納めていただくこととなります。

Q 年の途中で転出したのですが、町民税・県民税はどうなりますか？

A 町民税・県民税は、その年の1月1日に居住する市町村で課税されます。年の途中で転出された場合でも、木曾岬町でその年度の町民税・県民税を課税させていただくこととなります。

### ≪固定資産税関連≫

Q 町外に転出するのですが、今後の固定資産税はどうなりますか？

A 固定資産税は、その年の1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者を納税義務者として、その物件の所在する市町村に納めていただきます。木曾岬町内に所在する固定資産を所有されている場合、どこにお住まいでも木曾岬町に納めていただくこととなります。なお、転出後に住所変更をされた場合は、税務課までご連絡ください。

### ≪軽自動車税関連≫

Q 町外に転出するのですが、原付バイク(125cc以下)についてはどのような手続きが必要ですか？

A 木曾岬町のナンバープレート返納の手続きを行ってください。転出先での原付バイクの標識交付手続きには廃車届済証明(再登録・譲渡用)が必要となります。

### ≪納税関連≫

Q 口座振替を利用して木曾岬町税を納めていますが、町外に転出する場合、何か手続きが必要ですか？

A 特に手続きの必要はありません。転出されても、納期の来ていない町民税・県民税等は引続き依頼のあった当該口座から振り替えをさせていただくこととなります。このため、転出時に口座の解約等をされますと振替ができなくなりますので、ご注意ください。

### 転入届に必要なもの

- ★ 転出証明
- ★ 身分証明書(本人確認用に免許証、パスポート、保険証、診察券など)
- ★ 住民基本台帳カード又は個人番号カード(交付を受けている方のみ)
- ★ 在留カード・特別永住者証明書(外国人住民のみ)
- ★ 年金手帳もしくは基礎年金番号通知書(国民年金加入者のみ)
- ★ その他(各担当窓口で必要と言われた書類)

